

令和4年1月21日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

「まん延防止等重点措置」の適用における学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、1月に入りコロナウイルス感染症は、全国的に変異種「オミクロン株」により、新規感染者数が今までにないスピードで爆発的に増加しています。

愛知県も同様の状況であり、本日（1月21日）に感染防止対策徹底のため、「まん延防止等重点措置」が発出されました。

そのため、春日井市の小中学校でも本日より、次のように感染症対策を強化し学校教育活動を実施します。対策の変更にあたり、10月15日に配付しました「『愛知県嚴重警戒措置』解除後の学校教育活動について(お知らせ)」から「変更した点」と「特にお願いしたい点」の部分には下線が引いてあります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について（学校にウイルスを持ち込まない）

- ・お子様の健康状態を観察（検温）し、「健康観察カード」に記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」（新型コロナウイルス感染症の疑いが心配される）などの体調不良の場合は、欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。
- ・当面の間は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。
- ・児童生徒自身に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりして、登校させることに不安がある場合は、「出席しなくてもよい日」とします。ただし、児童生徒本人および保護者の不安による欠席の場合は、引き続き、欠席として取り扱います。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

2 教育活動について

(1) 授業について

- ・授業では、次のようなことに配慮します。
 - * 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保するよう配慮します。
 - * 教室などは、常時、窓(可能であれば2方向)を開けて換気をします。
 - * 感染リスクの高い活動(児童生徒同士が長時間近距離で話し合うグループ学習・ペア学習など)は行いません。

(2) 学校行事について

- ・感染症対策を講じながら、それぞれの学校で計画・実施をしていきます。ただし、感染の拡大が生じた場合は延期および縮小しての実施や中止を考えます。
- ・集団が狭い空間に集まるような行事は自粛します。

(3) 部活動について

- ・準備片付けも含めて平日は1時間以内で行います。
- ・活動は学校内のみとし、対外的な活動(対外試合・合同練習)行いません。

3 その他

- ・愛知県の「まん延防止等重点措置」は、2月13日(日)までとなっています。今後、緊急事態宣言が発令されたり、感染レベルが引き上げられたりした場合は、今回の対応を再度見直ししてまいります。
- ・学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話してください。
- ・「オミクロン株」は、感染力がたいへん強い状況にあります。各家庭でも、3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの感染症対策の徹底をお願いします。